

第2章 公益性の判断（2条4号、別表関係）

2. 2 具体的な事業類型毎の当てはめ

（1）奨学金事業

1 定義・チェックポイント

奨学金事業とは、一般に、応募・選考を経て、学問その他を修める個人を対象に学費を給付又は無利息貸与・長期分割返済貸与などで支援する事業である。一般論として修学期間中の一方的な経済援助であることから、事業目的の公益性は認定され易い。

【事業の留意点】

- ・ 資金拠出者等の人材確保など実質的に資金拠出者の利益を目的とした事業運営が行われる可能性（受け手である奨学生に資金拠出者等のための義務を課すなど）
- ・ 多くの奨学生は経済基盤が脆弱であり、支給決定された場合には当該奨学金を前提に学業を継続する生活設計を行うこととなり、確実な奨学金の支給が特に重要となる。
- ・ 選考にあたり応募者の成績・将来設計・世帯構成や経済状況その他の機微な情報を扱う場合が想定され、その場合には個人情報保護の体制が特に重要となる。

そこで、奨学金事業の公益目的事業該当性の判断に当たっては、応募及び選定の二段階での公正性が確保されているかに加え、事業の特性を踏まえ、特別の利益の排除、個人情報保護、奨学金の確実性の観点などから、以下の点から判定することが有効である。

- ① 当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけられており、適正な方法で明らかにされているか。
- ② 応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③ 奨学金の選考が公正に行われることになっているか、（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除）
- ④ 支給等対象者に当該奨学金事業の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務（例：特定企業への就労など）を課していないか。また義務が有る場合その内容は応募者や支給等対象者に明らかにされているか。
- ⑤ 奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているか
- ⑥ 応募者及び支給対象者等の経済状況・成績等の個人情報を取得する場合にその扱いは適切であり、そのしくみが公表されているか。

2. 判断基準

（1）応募の機会が一般に開かれているか（②）

（2）事業の財源との関係

．．．